

平成29年4月から

# 総合事業が始まります

(介護予防・日常生活支援総合事業)

要支援1・2の方が利用するサービスのうち訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)が総合事業に移行します。

予防給付  
(要支援1・2)

訪問看護,福祉  
用具,通所リハ  
リテーションなど

改正前  
と同様



予防給付(要支援1・2)

訪問介護  
通所介護

移行



総合事業(要支援1・2,事業対象者)  
訪問型サービス、通所型サービス  
※内容については裏面へ

※このほか、一般介護予防事業があります。  
(すべての高齢者が対象)



神戸市

# 総合事業のサービス(概要)

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、ご自身でできることを活かしながら生活することが重要です。総合事業に移行後は、これまでのサービスに加え、新たなサービスも開始し、みなさんの介護予防や日常生活を支援していきます。

	名称(仮)	内容	利用者負担額
サービス 訪問型	介護予防 訪問サービス	現在の訪問介護と同じサービス。 ヘルパーにより、身体介護と掃除・買物などの生活援助を提供	現在と同じ
	生活支援 訪問サービス	従事者の資格要件を緩和し、市の定める研修を修了した方等により、掃除・買物などの生活援助を提供	訪問介護 相当 の8割
	住民主体 訪問サービス	NPO法人等の有償ボランティアにより、上記の生活援助に加え、外出付添・犬の散歩・草むしり・電球の交換等を提供	サービス提供者が設定
サービス 通所型	介護予防 通所サービス	現在の通所介護と同じサービス	現在と同じ
	短期集中 通所サービス	専門職による筋力維持等の集中的なプログラム (3か月間)	事業ごとに 設定

## よくある質問

**Q 29年4月以降は、受けられるサービスが変わるのですか？**

A 29年3月31日時点で要支援認定を受けている方は、認定更新期限までは現在ご利用いただいているサービスが継続されます。

それ以降も、身体の状況に応じて、これまでと同様のサービス（ホームヘルプ、デイサービス）もご利用いただくことができます。

**Q 29年4月までに何か手続きがいるのですか？**

A 今、行う手続きはありません。認定更新期限を迎える方から順番に、あんしんすこやかセンター職員や、担当のケアマネジャーからご連絡いたしますので、安心してお待ちください。

お問い合わせ先 お近くのあんしんすこやかセンター（ ）

保健福祉局介護保険課

078-322-6929